

プロジェクト 税効果会計

項目 第 340 回企業会計基準委員会及び第 36 回専門委員会で聞かれた意見
(監査保証実務指針第 63 号に関する移管に関する検討について聞かれた意見)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 340 回企業会計基準委員会（2016 年 7 月 13 日開催）及び第 36 回税効果会計専門委員会（2016 年 6 月 28 日開催）（以下「専門委員会」という。）及びで議論された監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）の移管に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

監査保証実務指針第 63 号に関する移管に関する検討について聞かれた意見

2. 事務局より、監査保証実務指針第 63 号に関する移管にあたって、適用対象とする税金の範囲を、我が国における法人税、地方法人税、住民税及び事業税とすることを提案したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

（第 36 回専門委員会で聞かれた意見）

- (1) この基準において重要な論点である追徴の取扱いに早期に対応するため、対象範囲を我が国において納税するものに絞ることに賛成する。

（対応案） 事務局の提案に賛成するコメントである。

IFRS や米国会計基準と整合性を図るべきとする意見

（第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

- (2) 適用対象とする税金の範囲を我が国の税金に限定する点について、移転価格税制に係る論点は連結グループ内の取引から生じるため、IFRS や米国会計基準を採用している在外子会社の会計処理と整合性を図るようにする必要があるのではないかと。この論点は緊急ではないものの、新興国を中心に移転価格税制に関する係争が増加傾向にあると考えられるため、対応は必要であると考え。

（対応案） 審議事項(7)-2 を参照

3. 事務局より、過年度遡及会計基準第 55 項との関係に関して、監査保証実務指針第 63 号を踏襲せずに誤謬の取扱いは明記しないこととし、また、税務調査の指摘による追徴又は還付が過去の誤謬ではないときに、会計上の見積りの変更該当する旨を明記しないことを提案した。事務局提案に対して、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案に賛成する意見

(第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (1) 実務上、税務調査においては期間損益の認識に関する見解の相違から企業が修正申告に応じるケースが多いと考えている。そのため、誤謬の取扱いを明記しないという事務局の提案に賛成する。

(対応案) 事務局の提案に賛成するコメントである。

補足的な説明を追加すべきとする意見

(第 36 回専門委員会で聞かれた意見)

- (2) 監査保証実務指針第 63 号においては、「これらが過去の誤謬に起因するものでない場合には」、損益計算書上、法人税、住民税及び事業税等の科目をもって記載するとされているため、この記載を残した上で、例えば単純な計算誤りを想定している等補足的な説明を記載した方が良いと考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

(第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 税務調査の指摘により追徴された場合に、誤謬かどうかを判断することは困難であることは理解できるが、誤謬の取扱いに関してまったく記載がないことには違和感がある。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

4. 事務局より、過年度の納税申告書に基づく納税額について、仮払処理の余地を残す観点から「原則として」と記載することを提案した。事務局提案に対して、以下の意見が聞かれた。

仮払処理の余地を残す必要はないとする意見

(第 36 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 事務局案では、追徴により納付する場合及び還付される場合のいずれにおいても閾値を設けているので、この建付けによるのであれば、「原則として」という記載によって、一旦納付した金額を仮払金として計上する余地を残す必要は必ずしもないと考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

結論の背景に補足的な説明をすべきとする意見

(第 36 回専門委員会で聞かれた意見)

- (2) 例えば更正等による追徴において、「原則として、当該追徴税額を損益として

計上する」とする場合、「原則として」と記載する理由について、結論の背景において説明を補足する必要があると考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

事務局の提案の文言を修正すべきとする意見

(第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 企業会計原則注解(注 18)の引当金の要件について、合理的に見積ることができることを理由に引当金を計上しない実務がみられるため、「追徴税額を合理的に見積ることができる場合」という要件を明記することで、従来よりも計上が少なくなることにならないか。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

5. 事務局より、還付税額に関する閾値についての取扱いについて説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局の提案の文言を修正すべきとする意見

(第 36 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 監査保証実務指針第 63 号では、「還付されることが確定しているもの及び還付額を合理的に見積もることが可能な還付税額のうち、未収額については「未収還付法人税等」として表示する」とされている。事務局提案では、還付税額の閾値について、「還付されることが確実に見込まれ、かつ、合理的に見積ることができる場合」としているが、合理的に見積ることができる場合だけでよいのではないか。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

- (2) 還付税額を損益に計上できる場合として、「還付されることが確実に見込まれ」とあるが、企業が不服申立てをする場合には、専門家の意見を聞くことが多いので、この記載がなくても支障はないと考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

(第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 本項(1)及び(2)の意見に対し、追徴については「可能性が高い」とし、還付については「確実に見込まれ」とすることで、還付をより厳しい閾値として示していることから、仮に還付について「確実に見込まれ」という閾値を示さないのであれば、追徴についても閾値を示さないことが適切と考えられる。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

その他の意見

(第 36 回専門委員会で聞かれた意見)

- (4) 追徴税額に関して、課税を不服としてその撤回を求め法的手段を取っている場合に、企業が「還付されることが確実に見込まれる」と主張したとしても、監査上、確実に見込まれると判断できる場合というのは、ほとんどないのではないか。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照

6. 監査保証実務指針第 63 号に関する移管にあたって、以下の意見が聞かれた。

(第 340 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (1) 監査上の取扱いである「監査保証実務指針第 63 号」を会計基準に移管することによって意味が変わる箇所があると考ええる。例えば、事務局による文案の第 7 項（審議事項(7)-2 では削除）に、更正等の還付額を損益に計上する際に「係争における双方の主張等を考慮する」とあるが、この文言は、独立した第三者である会計監査人の立場からの記載内容である。このように、意味が変わることがあり得るという前提において、「監査保証実務指針第 63 号」を ASBJ に移管することの可否を再検討する余地があると考ええる。

(対応案)

法人税等会計基準（案）の文案については、審議事項(7)-2 を参照。

日本公認会計士協会が公表している実務指針については、会計処理に関するものを随時 ASBJ に移管しており、また、JICPA から税効果会計の実務指針の移管とともに監査保証実務指針第 63 号の移管についても要望されていることから、移管を図ることが適切であると考えられる。

- (2) 上記(1)の意見に対し、日本公認会計士協会の実務指針のうち会計処理に関する部分に関しては、契機があれば可能な限り ASBJ に移管する方が良いと考えている。現状、日本公認会計士協会の実務指針に関して、会計処理に関する部分のメンテナンスは、ASBJ の指示に基づき行っているため、単純な移管であったとしても、文言を検討した上で ASBJ に移管することが良いと考える。

(対応案) 上記(1)の（対応案）を参照

以 上